

平成 21 年度合法性等の証明された木材の普及促進事業の実施概要

第 2 回違法伐採対策・合法木材普及推進委員会提出資料

平成 22 年 3 月 17 日

1 合法木材供給体制の概況と事業概要

(合法木材供給体制の現状)

18 年度から業界が取り組んでいる合法木材供給の取組について、20 年度の合法木材供給実績は、認定事業体が取り扱う国産材原木の 6 割、輸入原木の 2 割となり、素材流通では国内材の 5 割、輸入材の 2 割となるなど合法木材が着実に前進している。(別添 1)。

本年 3 月現在、139 の認定団体が約 7,600 の事業体を合法木材供給事業者として認定しており(別添 2)、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況となっている。

(21 年度事業の位置づけ)

当事業は、開始された平成 18 年度から 4 年目を迎えた。

低炭素社会へ向けて、我が国での違法伐採対策を一層効果的に行うため、政府調達のみならず、民間の市場及び一般消費者の中にも浸透させ、関係者に具体的なメリットが認識できるようにするため本年度は、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の設置、合法木材普及啓発事業、合法木材普及支援事業、合法木材供給体制整備事業、合法木材信頼性向上事業を実施する。

2 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

基本方針の作成及び事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会」を設置するとともに、各事業を効果的实施するため「普及拡大部会」及び「供給体制整備部会」を設置した。

3 合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業

(合法木材普及啓発事業)

・一般市民、需用者向けに「DIY ホームセンターショウ」「農林水産省消費者の部屋展示」等を実施した。(別添 3)

- ・ホームセンターの店頭を活用した合法木材フェアを実施した。（別添４）
- ・各イベントで合法木材の浸透度等の把握のためアンケート調査を実施した。現在取りまとめ中
- ・一般需用者向けポスターを１０，０００枚作成し認定団体、需要者団体に配布するとともに、関連したパンフレットを１０万部作成し同様に配布した。（別添５）
- ・ＤＩＹホームセンターのオーナー向けの情報誌（８、０００部発行）と利用者向けの情報紙（３５万部発行）及び家具工業会関係の専門紙（２０，０００部）発行に広告を掲載した。（別添５－１）
- ・都道府県における木材業界団体、供給事業者認定団体と連携して、県民が参加する「環境・森林フェスティバル」等において合法木材普及促進のＰＲに取り組んだ。（２３認定団体で実施）

（合法木材普及支援事業）

合法木材の需用者及び一般市民等の問い合わせに対応するため、合法木材ナビの掲載情報を追加し、併せて機能の充実を図った。

また、製品紹介ページの充実を図り、窓口機能の強化を行った。

<p>合法性等の証明された木材・木材製品の供給体制整備事業</p>

（合法木材供給体制整備事業）

- ・輸入材産地国に対する情報提供のため４カ国の代表を招き、シンポジウムを開催した（別添６）
- ・中国木材流通業界に対する日本の違法伐採対策のＰＲ活動を実施した。（別添７）
- ・認定団体から、未認定の木材業者に対し登録の呼びかけを実施した。
- ・納材業者、工務店に対し合法木材の説明会及びイベントにおいて普及宣伝を実施した。

（合法木材信頼性向上活動）

- ・認定事業者の指導・および優良事業者等の顕彰を実施した。（別添８）
- ・合法木材供給システムの信頼性向上のため、合法木材供給事業者モニタリング、同認定団体モニタリング、同認定団体ヒヤリング、同流通調査のモニタリング等多角的なシステムを構築して一層の信頼性確保に努めた。結果は現在取りまとめ中（別添９）
- ・合法木材供給体制推進のため、認定団体の管理責任者を対象とした全国研修を実施（平成２１年９月７～８日）するとともに、認定団体が実施する事業者研修（２８認定団体で実施）の支援を行った。
また、全国研修の実施要領について、管理責任者は３年に一回受講するように改正した。

合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告

業 種		20 年 度 実 績			
		木材・木製品 の取扱量(総 数)	うち合法性等 の証明された もの	割 合	認定事業体数
		A	B	B/A	
		出荷量(千m3)	出荷量(千m3)	出荷量	
素材生産	(国内)	6,134	3,781	0.62	1,101
素材流通	(国内注)	9,595	5,110	0.53	409
木材加工	(国内注)	14,092	5,744	0.41	2,048
木材流通	(国内注)	12,481	2,156	0.17	1,737
その他	(国内注)	61	17	0.28	28
素材流通	(輸入)	3,697	575	0.16	11
木材流通	(輸入)	5,708	352	0.06	26

業 種		19 年 度 実 績			
		木材・木製品 の取扱量(総 数)	うち合法性等 の証明された もの	割 合	認定事業体数
		A	B	B/A	
		出荷量(千m3)	出荷量(千m3)	出荷量	
素材生産	(国内)	4,896	3,074	0.63	990
素材流通	(国内注)	8,049	3,500	0.43	320
木材加工	(国内注)	13,859	4,902	0.35	2,027
木材流通	(国内注)	13,603	2,022	0.15	1,726
その他	(国内注)	12	3	0.25	15
素材流通	(輸入)	5,024	932	0.19	14
木材流通	(輸入)	6,099	302	0.05	23

業 種		18 年 度 実 績			
		木材・木製品 の取扱量(総 数)	うち合法性等 の証明された もの	割 合	認定事業体数
		A	B	B/A	
		出荷量(千m3)	出荷量(千m3)	出荷量	
素材生産	(国内)	2,278	906	0.40	423
素材流通	(国内注)	5,777	951	0.16	168
木材加工	(国内注)	8,180	1,630	0.20	1183
木材流通	(国内注)	2,308	167	0.07	448
その他	(国内注)	117	27	0.23	8
素材流通	(輸入)	6,479	578	0.09	14
木材流通	(輸入)	8,023	200	0.02	23

(社)全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告をした団体の数値を集計したもの。
国内注:国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

合法木材供給事業認定団体及び認定事業者数

平成 22 年 3 月現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	23	1,400
地方団体	116	6,200
計	139	7,600

Goho-wood でエコな暮らしを始めよう♪

(我が国の違法伐採対策と合法木材の普及・利用拡大に向けた取組み)

期 間：平成22年2月1日(月)～5日(金) 10時～17時 (但し1日は12時より、5日は13時まで)

場 所：農林水産省 北別館1階 「消費者の部屋」

東京都千代田区霞が関1-2-1 (地下鉄「霞ヶ関駅」(丸ノ内線、日比谷線、千代田線) B3a 出口すぐ)

皆さんは木材製品を、何を基準に選んでいますか？

もちろん価格やデザインのこともあるでしょう。でも、これからはぜひ着目して欲しい点があります。それは、その製品の材料が合法木材かどうか、という点です。

その背景には違法伐採問題があります。違法で無秩序な伐採に対処して合法木材製品を積極的に使用することは、地球環境や世界と日本の森林を健全に保つことにつながります。ですから、ぜひ合法木材製品を積極的にご利用いただきたいのです。今回の特別展示では、我が国の違法伐採問題対策と、合法木材の普及・利用拡大に向けた取組みを分かりやすく紹介し、合法木材で作られた製品等を展示します。皆さまのご来場をお待ちしております。



(合法木材製品等の展示例：イメージ)



合法木材推進マーク

展示内容

I. 「パネル展示」コーナー

我が国の違法伐採対策と、合法木材の普及推進活動の紹介、合法木材供給事業者の紹介

II. 「合法木材製品展示」コーナー

合法証明木材で作られた製品事例の紹介

III. 「木工工作」コーナー

合法木材で簡単な木工工作を行ないます (先着順、時間は各日 12:00～13:00)

IV. 「DVD 放映」コーナー

合法木材普及の取組みを映像で紹介

V. 「合法木材ナビ」紹介コーナー

各種関連情報を提供するホームページ「合法木材ナビ」(URL は、<http://www.goho-wood.jp/>) の紹介

VI. 「パンフレット」コーナー

各種パンフレット、リーフレット等の配布

お問い合わせ先：農林水産省「消費者の部屋」

TEL:03-3591-6529

林野庁木材利用課・木材貿易対策室

TEL:03-3502-8063

(社)全国木材組合連合会

TEL:03-3580-3215

D I Y西村ジョイでの合法木材普及イベントについて

- 1 目的 主として高松市民で、ホームセンター西村ジョイ成合店の利用者に対し合法木材について普及啓発を行うと共に、香川県等の合法木材供給事業者が作成している製品・木工品を展示し即売会を行う。
- 2 名称 合法木材フェア「西村ジョイでは合法木材を推進しています。」
- 3 実施時期 平成22年3月20日(土)～21日(日) 9:00～17:00
- 4 場所 D I Y西村ジョイ成合店(高松市成合町812-1)
- 5 主な内容
 - 資材センター内で合法木材の普及啓蒙を図るパネルの展示
 - 全木連作成の合法木材のポスター掲示
 - PR用のパンフレット配布
 - 高知県産の合法木材(スギ・ヒノキ)で作った製品・木工品の展示・即売
 - 木工教室の開催(1日2回、延べ4回開催)
 - 割り箸のつかみ取り(合法製品)
 - アンケート調査の実施
 - その他 西村ジョイの広告(毎週水曜日に発行)に合法木材フェアの告知
- 6 その他
 - 主 催
 - ・香川県木材協会
 - ・香川県合法木材供給事業者
 - ・D I Y西村ジョイ株式会社
 - 協 賛
 - ・全国木材組合連合会

◎ 合法木材製品いろいろ。

地球の未来のためにも、積極的に合法木材製品を利用したいものです。合法木材製品は住宅建材ばかりではなく、家具や身の回りの木製品など、私たちがすぐに生活に取り入れることができるものもたくさんあります。



◎ 合法木材はどこで買える？

全国全ての都道府県の7,500近い木材業者（業界団体から認定を受けた事業者）が合法木材製品を取り扱っています。詳しくは、「合法木材ナビ」の「業界認定団体について」に掲載されている「認定団体・認定事業者名簿」の木材団体等にお問い合わせください。

また、直接購入される場合は、下記のホームページ「合法木材ナビ」の合法木材製品事例紹介ページで、一部の合法木材製品の製品情報やお問い合わせ等の情報をご覧ください。



合法木材ナビ <http://goho-wood.jp>



◆ 合法木材推進マーク

木材業界では、合法木材の取り組みを知ってもらうためのシンボルとして、合法木材推進マークを定め、イベントやポスター、ホームページなどで表示して合法木材をPRしています。

このマークを見かけたら、合法木材のことを思い出して下さい。

○ お問い合わせ先 ○

監修：違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

発行：(社) 全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F

TEL. 03-3580-3215 FAX. 03-3580-3226

Eメール: info@zenmoku.jp

わが家は合法木材。



goho WOOD

合法木材推進マーク

わが家が合法木材な理由。

合法木材をご存じですか？ いままで耳にしたことがない。そんな方もいらっしゃることでしょう。でも、地球環境や子どもたちの未来にも関わることだから、ぜひここでこの名前を覚えてほしいのです。なぜ合法木材を選ぶのか…合法木材で家を建てることになったあるご一家にお話を聞いてみました。

合法木材って？

合法木材とは「それぞれの国の森林関係の法令において合法的に伐採されたことなどが証明された木材・木材製品」のことを言います。いま合法木材が注目されているのは、「違法伐採問題」が大きな問題になっているからです。



合法木材で家を建てることになった、あるお父さんとお母さんのお話。

お父さん： やっぱりマイホームは、体にやさしい「木造」がいいなあ。その木がつくられる森が世界でどんどん減少しているから、心配してインターネットで調べてみたんだ。そうしたら、森林減少の原因のひとつは「違法伐採」なんだって。

お母さん： へえ、そうなんだあ？木は炭素でできているから、たくさん利用することで空気中のCO2削減や温暖化防止に貢献できるでしょう。だから木の家は私も大賛成だけど、「違法伐採」の木が使われた家なんて嫌だわ。

お父さん： 僕もそう思う。そこで、さらにいろいろ調べてみたら、「違法伐採」を防ぐためのさまざまな「えん」が進められていたんだ。もちろん「合法性が証明された木材」だけを手入する方法もあった。僕たちの家は、工務店さんに相談して「合法木材」を使おうよ！

お母さん： そうしましょう！それなら安心して家づくりがスタートできるわ。しかも「合法木材」を使うことで地球環境にも貢献できる。子供たちもいつか、私たちの想いを知って喜んでくれるに違いないわね！

合法木材を使うことが、地球温暖化防止につながります。

いま、地球規模で森林が急速に失われており、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量の約2割は、世界規模で急速に森林が減少したためと言われています。森林減少の原因の1つに、違法で無秩序な伐採があります。それをくい止めるには、違法に伐採された木材を使わず、合法木材を使っていくことが大切です。

合法木材推進マーク



◎ 合法性の証明

国は、環境にやさしい物品を率先して購入するためのグリーン購入法で、建物、家具、文房具などは合法性が証明された製品を購入することとしています。地方自治体や民間会社も、これを推進しています。日本の木材業界は、国産材、外材を問わずに、違法伐採でないことがはっきりしている「合法性の証明された木材」の供給体制を整えています。業界の団体によって、合法木材の製品を販売できると認定された会社が証明書の交付をくりかえし、消費者に「合法な木材であること」を伝達するしくみです。



● 業界団体認定以外にも「SGEC」「FSC」「PEFC」といった第三者機関により合法性証明や持続可能性を証明された木材もあります。

2009年

合法証明木材等 推進シンポジウム

—違法伐採問題に対するGoho-woodの取組み—

参加者募集

趣

木材産業関係者は、国際的に問題になっている違法伐採問題に対応し、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(合法木材)の供給に取り組んでいます。現在、全国7500社に上る木材関連事業者が合法木材の供給ネットワークに参加しており、全国どこでも合法性が証明された木材を提供することができるようになっています。

旨

今回、多くの方々に、地球環境を守る上での違法伐採対策の重要性と、合法性が証明された木材の利用の大切さを知って頂くため、エコプロダクツ展(12月10-12日)に併せて、標記シンポジウムを開催します。

日時

12月10日[木]10:00~17:30

場所

東京木材問屋協同組合木材会館7階ホール
(江東区新木場駅前)

〒136-0082 東京都江東区新木場1-18-8 ■JR・東京メトロ有楽町線
TEL:03-5534-3111 FAX:03-5534-7711 新木場駅 徒歩1分 ▶▶▶

実施
団体

主催: 社団法人全国木材組合連合会(違法伐採対策・合法木材普及推進委員会)
後援(予定): ■林野庁

◎事前に参加登録をお願い致します。登録方法は裏面をご参照下さい。

主な
プログラム
(案)

開会 主催者および来賓(林野庁長官)挨拶

第1部 合法木材供給の日本の取組(1015-1100)

- 表彰状等の審査概要、表彰状等の授与
- 合法木材供給の事例発表(表彰者)

第2部 記念講演(1115-1215)

- B. C. Y. フリーザイラー博士 国際熱帯木材機関元事務局長(国際的な違法伐採問題対策と日本のGoho-woodの取組み)

第3部 パネルディスカッション(1330-1730)

- 合法木材・持続可能な木材のさらなる発展に向けた課題と展望

パート1

- 輸出国における木材製品と合法木材供給ネットワーク
- 輸出国(ロシア、米国、中国、マレーシア)代表

パート2

- 合法木材利用推進に向けた課題と展望
- 需要者代表、供給者代表

参加者: 公募による参加者を含め合わせて200名の参加者を予定

本シンポジウムの参加登録に関する問い合わせ先

社団法人 全国木材組合連合会

■TEL: 03-3580-3215 ■FAX: 03-3580-3226 ■E-mail: sympo2009@goho-wood.jp

平成22年3月17日

全木連

合法木材の普及に係わる「日中木材貿易検討会」の開催

開催日時：2009年11月19日 12:30～17:30

開催場所：中国広東省広州閱江中路380号

中国（広州）輸出入商品交易会琶洲展覽館

「広交会館」C号館

開催趣旨

- 中国は世界第2の木材貿易大国であり、日本にとっては、木製家具、木製品の最大の輸入相手国。
- 中国で、最近、官民共同による森林認証及び木材流通管理制度の確立が進められており、国際的なNGOによる森林認証活動も広がっていると伝えられている。海外市場へ木材製品を輸出する中国木材企業にとっては当然関心の高い問題。
- 昨年8月に開催された日中両国の林業行政のトップ会談では、違法伐採及び関連する貿易への対策について両国が協力を深めていくことで一致し、さらに、日本産木材の中国へ輸出促進することについて中国側が理解されたと伝えられている。
- このような状況において、木材及び木製品貿易に関する日中の検討会を開催し、双方の現状と問題点を認識し、意見交換を行って相互の理解を深めることは、今後の日中木材製品の貿易・交流と合法木材製品の普及にとって意義有るものである。



平成 21 年度合法木材等普及推進顕彰者一覧

1 合法木材等供給部門 合法木材供給事業者

認定された合法木材供給事業者のうち、合法木材の製品を積極的に供給するとともに、原料供給側（川上）・需要者側（川下）に対して積極的に普及推進を図っている事業者

(1) 林野庁長官感謝状（2 企業・団体）

名 称	代表者	所在地	業 態	認 定 団 体
株式会社沓澤製材所	代表取締役 沓澤一英	秋田県大館市	製材 チップ	秋田県木材産業協 同組合連合会
静岡県森林組合連合会	代表理事長 榛村純一	静岡市	素材流通	全国森林組合連合 会

(2) 社団法人全国木材組合連合会会長表彰状（3 企業）

名 称	代表者	所在地	業 態	認 定 団 体 名
佐藤木材工業株式会社	代表取締役 佐藤教誘	北海道紋別市	丸太、製材 、チップ、集 成材	北海道木材産業協 同組合連合会
株式会社ヨシダ	代表取締役 吉田良弘	北海道苫小牧市	製材	北海道木材産業協 同組合連合会
有限会社 泉林業	代表取締役 泉 悦男	岩手県住田町	丸太	ノースジャパン素 材流通協同組合

(3) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会会長表彰状（6 企業・団体）

名 称	代表者	所在地	業 態	認 定 団 体 名
麻生木材工業株式会社	代表取締役社 長 麻生保宏	旭川市	丸太、製 材、チッ プ	北海道木材産業協 同組合連合会
扶桑林業株式会社	代表取締役 北端伸行	北見市	丸太、製 材、チッ プ	北海道木材産業協 同組合連合会
紋別林産加工協同組合	代表理事 富岡昌昭	紋別市	製材、チ ップ	北海道木材産業協 同組合連合会

北信木材生産センター 協同組合	代表理事 牛山喜三郎	長野市	丸太	長野県木材協同組 合連合会
有限会社中村ツキ板	代表取締役 中村孝博	福岡県大川市	天然木化 粧合板	全国天然木化粧合 単板工業協同組合 連合会
有限会社佐々木農林	代表取締役 佐々木 元	岩手県大槌町	丸太	ノースジャパン 素材流通協同組合

2 合法木材等供給部門 合法木材供給事業者認定団体

合法木材供給事業者認定団体のうち、会員に積極的に普及を図るとともに、合法木材の利用拡大に積極的に取り組んでいる団体

(1) 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会会長表彰状 (1 団体)

名 称	代 表 者	所 在 地	業 態
ちばの木認証センタ ー	会長 小高 茂	千葉県東金市	一般木材業

平成22年3月17日
全木連

平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施について

21年度は「合法木材供給システム全体の活動の信頼性を高め、課題を解決するため、多角的なモニタリングの体制を構築する」(平成21年度合法性等の証明された木材・木材製品供給体制整備事業実施方針)として「合法木材供給システムモニタリング」を実施したところ。概要は以下の通り。

(平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施手順参照)

1 合法木材供給事業者モニタリング

認定団体が認定事業者の事業実施内容を確認し信頼性の確保を図るため、認定事業者の一定割合を所定の手続きにそって確認作業を行うこととする。

- 1 0月から認定団体に呼びかけて実施
- 2 7団体が177事業体に対してヒアリングを実施

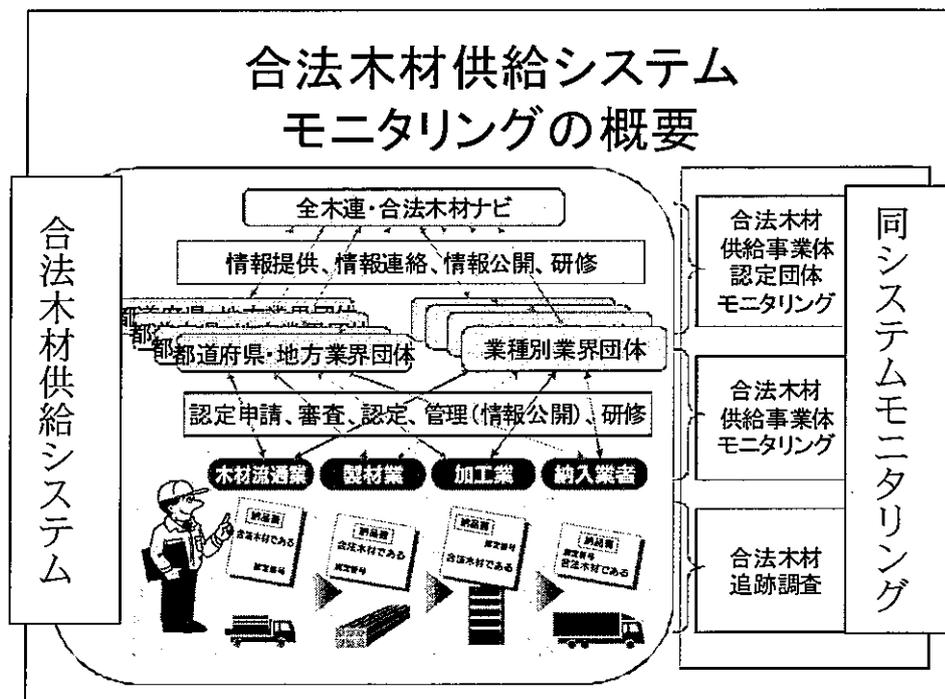
2 合法木材供給事業者認定団体モニタリング

認定団体の事業内容を確認し信頼性の確保を図るため、認定団体に対してアンケート調査を主体とした点検作業を行うとともに、ヒアリングを実施。

- 1月から学識経験者の部会委員を中心に15団体のヒアリング実施

3 合法木材追跡調査

システム全体の評価点検をするため、供給された合法木材の追跡調査を実施する。20団体が35事例を追跡



平成21年度合法木材供給システムモニタリングの実施手順

第1 趣旨

本文書は、社団法人全国木材組合連合会（以下全木連という）が実施する平成21年度林野庁補助事業「合法性等が証明された木材の普及促進事業」の一環として実施される合法木材供給システムモニタリング（以下「供給システムモニタリング」という）の内容を定めるものである。

第2 定義

この実施手順における用語の定義は以下の通りとする。

- 1 合法木材：林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づき、合法性等が証明された木材および木材製品
- 2 合法木材供給事業者：ガイドライン3の方法に基づいて合法木材供給の取り組みが適正であると認められた事業者（以下「供給事業者」という）
- 3 合法木材供給事業者認定団体：ガイドライン3（2）「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」に基づいて、合法木材供給に取り組む当該団体の構成員の取り組みが適切である旨の認定を行う団体（以下「認定団体」という）
- 4 合法木材供給システム：ガイドラインに基づいて合法木材を供給するために活動している、合法木材供給事業者、同認定団体の事業

第3 目的

供給システムモニタリングは、合法木材供給認定事業者、同認定団体の活動状況および合法木材流通の状況を系統的に把握し、その結果を適切に情報発信することにより、合法木材供給システム全体の信頼性を確保するために実施する。

第4 供給システムモニタリングの種類

供給システムモニタリングは以下の3種類の事業からなる

- 1 合法木材供給事業者モニタリング
- 2 合法木材供給事業者認定団体モニタリング
- 3 合法木材追跡調査

第5 合法木材供給事業者モニタリングの実施

1 趣旨

供給事業者の活動を評価し、供給事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、供給事業者の活動の信頼性を確保する。

2 供給事業者モニタリングの対象

各認定団体は、前年度合法木材供給実績のある認定事業者の中から10%(これが2社に達しない場合は2社)を無作為に選び、モニタリングの対象とする。

3 供給事業者モニタリングの実施方法

供給事業者モニタリングは、各都道府県木連など認定団体協力を得て実施する。

4 供給事業者モニタリングの内容

別添1の合法木材供給事業者モニタリング調査結果(個別表)に基づき以下の項目を調査する

(1) 合法木材の供給状況

①合法木材の調達状況②合法木材供給状況

(2) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況

(3) 包括的な評価

①合法性証明の適格性、②推奨すべき点、③改善すべき点

(4) 合法木材供給全般についての当該事業者の意見

5 実施結果の記録

供給事業者モニタリングの結果は別添1 合法木材供給事業者モニタリング調査結果(個別表)及び別添2 合法木材供給事業者モニタリング調査結果(総括表)の様式によりとりまとめ、全木連で保管する。

第6 合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施

1 趣旨

全木連が認定団体の活動を評価し、認定団体の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保する。

2 モニタリングの実施方法と対象

モニタリングはアンケートにより全ての団体を対象とすると共に、全体の1割を対象としてヒアリングを行う。

3 認定団体アンケートの内容

別添3 合法木材供給事業者認定団体調査票に基づき以下の項目を調査する。

A 更新事業体認定の実施状況

- (1) 更新の規定の有無
- (2) 更新に当たる事業体の概要と更新結果
- (3) 更新結果の情報公開

B 合法木材ナビ上の情報公開全般について

- (1) 現在掲載されている情報の正確性
- (2) 情報公開する手段としての合法木材ナビの評価改善方法
- (4) 掲載更新の方法の評価、改善方法

C 事業体の情報公開の範囲、必要性和可能性

4 認定団体ヒアリングの内容

別添4 合法木材供給事業者認定団体モニタリング面談整理票に基づき以下の項目を調査する

- A 事業者の認定
- B 認定事業者に対する管理体制
- C 一般消費者・需要者への普及活動
- D 事務運営体制
- E 合法木材供給事業者モニタリングの実施内容

5 実施結果の記録

合法木材供給事業者認定団体モニタリングの実施結果は別添3 合法木材供給事業者認定団体調査 調査票および、別添4 合法木材供給事業者認定

団体モニタリング面談整理票にとりまとめ、全木連で保管する

第7 合法木材追跡調査の実施

1 趣旨

官公庁のグリーン調達あるいは任意の合法木材調達を起点として川上に至る追跡調査を実施、簡単な報告を作成する

2 起点の選定

グリーン調達実績のある官公庁あるいは合法木材を調達販売している流通・加工拠点を過去の聞き取りなどから選定する

3 調査の内容

A) 起点となる調達機関・企業

別添1の合法木材追跡調査様式に従って、当該機関の概要、合法木材調達先、調達方法について聞き取りを行う

B) Aの調達先に納入するサプライチェーンの調査

別添の調査様式に従って、当該機関の概要、合法木材調達先、調達方法について聞き取りを行う

4 実施結果の記録

合法木材供給追跡調査の結果は別添5 合法木材追跡調査にとりまとめ、全木連で保管する

第8 報告書

全木連では、第5の5、第6の5、第7の4における実施結果の記録をもとに、報告書をとりまとめる。